

きれいな街をまもってゆくために

# 平成2年 4月1日 から スパイクタイヤの使用が規制されます。

スパイクタイヤは、北国の冬期間における自動車用タイヤの滑り止め措置として広く普及していましたが、積雪・凍結道路以外の舗装道におけるスパイクタイヤの使用は、わだち掘れや道路標示の損耗など交通安全上の支障を招くのみならず、紛じんや騒音の発生といった弊害をもたらし、快適な生活環境を損なうとともに健康への影響が社会問題となつているなか、国内主要7社のスパイクタイヤの製造、販売の中止が目前に迫るなど、「脱スパイクタイヤ」は現実な流れとなつていきます。

このスパイクタイヤ問題を解決するため、北海道では「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」を制定しました。この条例により、スパイクタイヤの使用が平成2年4月1日から規制されることとなります。また、札幌市内は市条例が適用されます。

● 3月1日～12月15日（スパイクタイヤ使用規制期間）  
● 12月16日～2月末（脱スパイクタイヤ推進期間）  
違反した場合の反則金  
スパイクタイヤ使用規制期間中に、スパイクタイヤを使用した場合、反則金を徴収されます。

- 大型車は七、〇〇〇円
- 普通車、二輪車は六、〇〇〇円
- 原動機付自転車は四、〇〇〇円

となり、点数はつきません。今、わたしたちは、きれいな街をまもってゆくため「脱スパイク社会」をめざしていく必要があります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

道央・道南地域 石狩支庁管内・渡島支庁管内・松山支庁管内・後志支庁管内（雨竜郡及び深川市を除く）・組指支庁管内・日高支庁管内  
道北地域 空知支庁管内（雨竜郡及び深川市に限る）・上川支庁管内・留萌支庁管内・宗谷支庁管内・網走支庁管内  
道東地域 十勝支庁管内・釧路支庁管内・根室支庁管内



※峠や急な坂道などで積雪・凍結のため運行が著しく困難な場合や緊急自動車、除雪用自動車は規制の適用が除外されます。

- スパイクタイヤ（スパイクタイヤを使用しては）使用規制期間（ならない期間）
- 脱スパイクタイヤ（スパイクタイヤを使用しないよう努める期間）推進期間

平成元年 10月

● 北海道脱スパイクタイヤ推進条例制定

平成2年 4月

● 道条例により全道でスパイクタイヤの使用規制が開始  
● 道公安委員会規則により全道でスパイクタイヤの使用規制（交通反則金制度の適用）が開始

平成2年 12月末日

● 国内7社のスパイクタイヤの製造中止

平成3年 3月末日

● 国内7社のスパイクタイヤの販売中止